令和６年９月現在

〔しんきん教育プラン〕

ご利用いただける方	① 満２０歳以上である方 ② 安定継続した収入がある方 ③ 次のいずれにも該当しない方 ・ 仮差押・差押を受けた方、競売の開始決定があった方、または破産・再生手続開始の申立があった方 ・ 租税公課を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・ 支払いを停止した方　・延滞債務のある方 ・ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方 ・ 信用を失墜した方　　・制限行為能力者である方 ・ 反社会的勢力 ④ 日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者である方 ⑤ 一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方
ご　返　済　方　法	元利均等分割返済、元金均等分割返済（ボーナス返済併用もできます）
保 証 人 ・ 担 保	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は原則不要です
必　要　書　類	① 本人確認書類 運転免許証(表裏) ※運転免許証を取得していない場合 個人番号カード（表のみ)、健康保健証、顔写真付住民基本台帳カード（表裏)、運転経歴証明書（表裏） ※申込人が日本国籍以外の場合 本人確認書類に加えて、在留カード、特別永住者証明書、住民票抄本（在留資格の記載のあるもの）のいずれか ② 年収確認書類 ＊申込金額１００万円以下の場合は不要 ・ 市町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その２（所得金額用）等） ・ 確定申告書の控 ・ 源泉徴収票 ・ 給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票がとれない場合） ・ 年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書、年金受取口座の通帳、電算機打出資料（前年１月～１２月に振込まれた年金額が確認できるもの） ・ 公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書、育児休業給付支給決定通知書 ③ 資金使途確認書類 ・ 見積書、注文書、請求書、学校発行の振込用紙等、資金使途が確認できる書類 ※借換えが含まれる場合 ・ 借換え対象ローンの融資残高ならびに本人名義の借入であることがわかる融資残高確認書類（アドオン方式の返済予定表等で融資残高が判明しない場合は、別途、残高証明書等を徴求） ・ 借換え対象ローンの資金使途が確認できる書類（返済予定表、申込書控、資金使途確認書類等）

令和６年９月現在

	④ 振込依頼書 所要資金支払方法が振込の場合に必要となります
そ の 他 事 項	保証料は金利に含まれます
お 使 い み ち	申込人様または申込人様の子弟・孫・扶養親族にかかる次の資金 ※ ①および②は、お申込み時点で支払日から３ヶ月以内のものに限り支払済資金も可能です。 ① 就学する学校等への納付金（最長１年分） 「学校等」とは国内・海外を問わず学校（教育施設）と呼称されるもの 「納付金」には寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校への入学金を含みます ② 就学にかかる付帯費用（最長１年分、１００万円以内） 「付帯費用」とは受験費用、教材費、下宿費用、（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等 ③ お申込人が①または②を使途として当庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社から借入れたローンの借換え資金（但し、基金保証付の教育カードローン及び新教育カードローンは除く）および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
ご 融 資 額	１，０００万円以内（１万円単位）
ご 利 用 期 間	３ヶ月以上１６年以内
ご 融 資 利 率	金利一覧をご確認ください
そ の 他 事 項	支払方法は、可能な限り支払先へお振込みしていただきます